
**添田町第2次障がい者計画及び
第5期障がい福祉計画
・第1期障がい児福祉計画**

【概要版】



2018（平成30）年3月

添 田 町

目次

第1章	計画策定の趣旨	1
第2章	計画の基本的な考え方	3
第1	計画の基本理念	3
第2	計画の基本目標	4
第3	施策の体系	5
第3章	第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画	6
第1	成果目標の設定	6
第2	活動指標等の設定	8
第3	地域生活支援事業	9

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の目的

本町においては、これまで「添田町障がい者計画」を策定し、「地域に根ざした共生社会」の実現を目指して、「いきいきと参加できるまち」、「気持ちよく、安心してすごせるまち」、「地域でともに生活できるまち」の理念のもとに障害者施策に取り組んできました。

この間の国における障害福祉施策の進展と法制度改革、本町の障がい者を取り巻く現状や課題、これまでの計画の検証等を踏まえ、本町における障害福祉施策の基本指針として、改めて総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障害福祉の充実に向け、各種施策の方向性を示すことを目的として、「第2次添田町障がい者計画」及び「第5期添田町障がい福祉計画」並びに「第1期添田町障がい児福祉計画」を策定します。

2. 計画の期間

■「第2次障がい者計画」の計画期間は、2018（平成30）年度から2023（平成35）年度までの6年間とします。

■「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の計画期間は、国の方針で2018（平成30）年度から2020（平成32）年度の3年間となっています。なお、計画期間中には、社会経済情勢の変化や国の指針等に従い見直しを行う可能性もあります。

2018年度 平成30年度	2019年度 平成31年度	2020年度 平成32年度	2021年度 平成33年度	2022年度 平成34年度	2023年度 平成35年度
第2次障がい者計画(2018(平成30)年度~2023(平成35)年度)					
第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画		

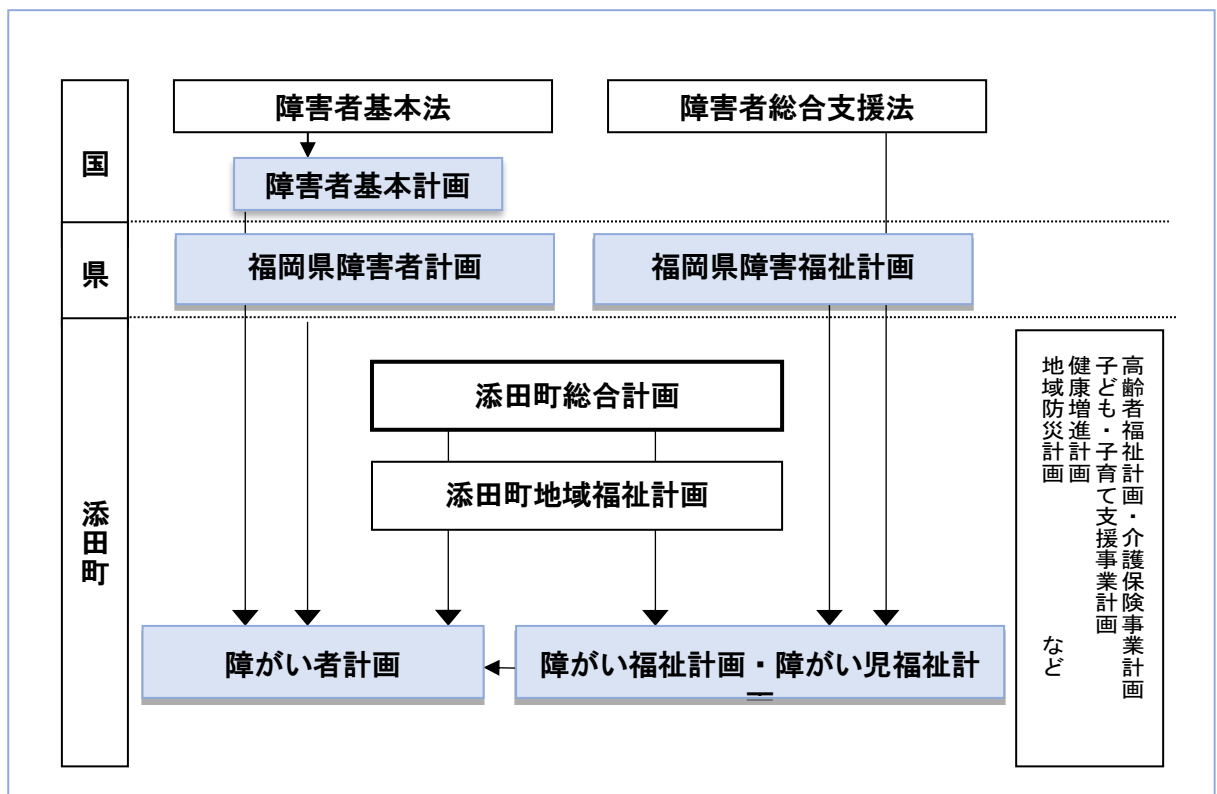
3. 計画の性格

■第2次添田町障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本町における障害者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定める計画です。

■第5期添田町障がい福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、2020（平成32）年度を目標年度として障がいのある人の地域移行や一般就労への移行に関する数値目標を定めるとともに、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスについて、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの間における必要量及び必要量確保のための方策を定める計画です。

「障害児福祉計画」は2016（平成28）年6月の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により策定が義務付けられたもので、今回は「障害福祉計画」と一体的に策定します。

■「第2次添田町障がい者計画及び第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」は、「添田町総合計画」に基づいた障害福祉サービス等の提供に係る分野別計画として位置づけるとともに、「添田町地域福祉計画」や町の関連計画（「添田町高齢者福祉計画」、「添田町子ども・子育て支援事業計画」等）との整合を図ります。



第2章 計画の基本的な考え方

第1 計画の基本理念

添田町では、地域福祉計画において、まちの将来像に「みんなで支え合い安心して住み続けられるまち」を掲げ、基本的な福祉施策の方向を定めつつ、町政を展開しています。

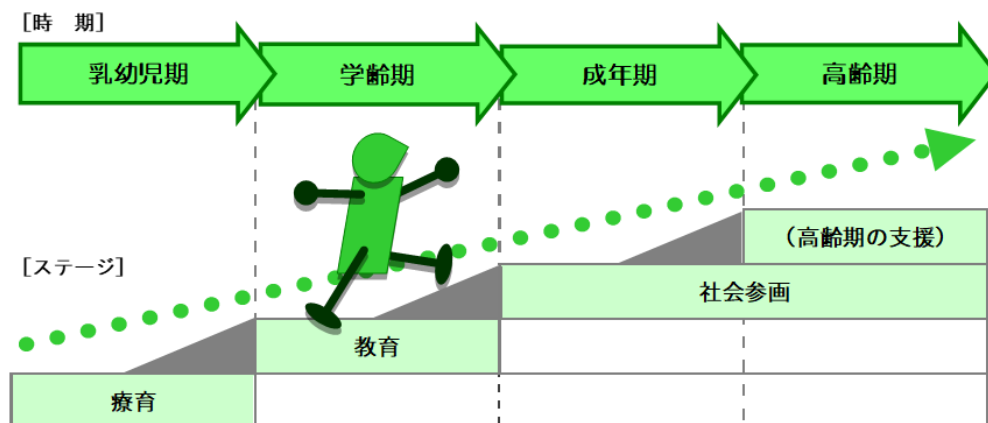
本計画は、障害者福祉の視点からこの将来像に向けた取組を具体化するもので、今後とも、誰もが住み慣れた地域で、生きる喜びを感じ、安心感と尊厳を持って暮らせる「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進していくことが必要です。

そこで、障がいのある人も家庭や地域であたりまえの生活ができるようにする社会づくり（ノーマライゼーション）、医学・理学的な機能回復のみならず、人間としての尊厳を回復し、生きがいを持って社会参加する（リハビリテーション）、多様な人々が対等に関わりあいながら地域で共生している状態（インクルージョン）という考え方のもと、障がいのある人の「自己選択・自己決定」、「社会参加・参画」を促進し、「共に暮らすことができるまち」の実現を目指すため、基本理念として「その人らしく地域で生きることができるまちの実現」を掲げます。

【基本理念】

その人らしく地域で生きることが できるまちの実現

障がいのある人が、その能力や個性を最大限に発揮して、障がいのある人もない人も、ともに支え合い、認め合い、ともに育ち・働き・生きるまちを町民ぐるみでつくっていきます。また、ライフステージ（人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階）に応じた支援についてもその時期に応じた取組を進めます。



第2 計画の基本目標

基本理念の「その人らしく地域で生きることができるまちの実現」に向けて、次の3つを計画の基本目標とします。

1. 自立した生活を支える支援体制の整備

身近な地域でその人の権利が守られ、安心して暮らせる環境の実現を目指します。そのために、一人ひとりの想いに沿いながら、情報提供や相談支援を行うとともに、保健・医療・福祉それぞれのサービスを充実させます。

また、障がいのある人が安心して外出したり、移動したりできるよう、生活環境の充実を図ります。

2. 個々人の想いを実現するための支援の充実

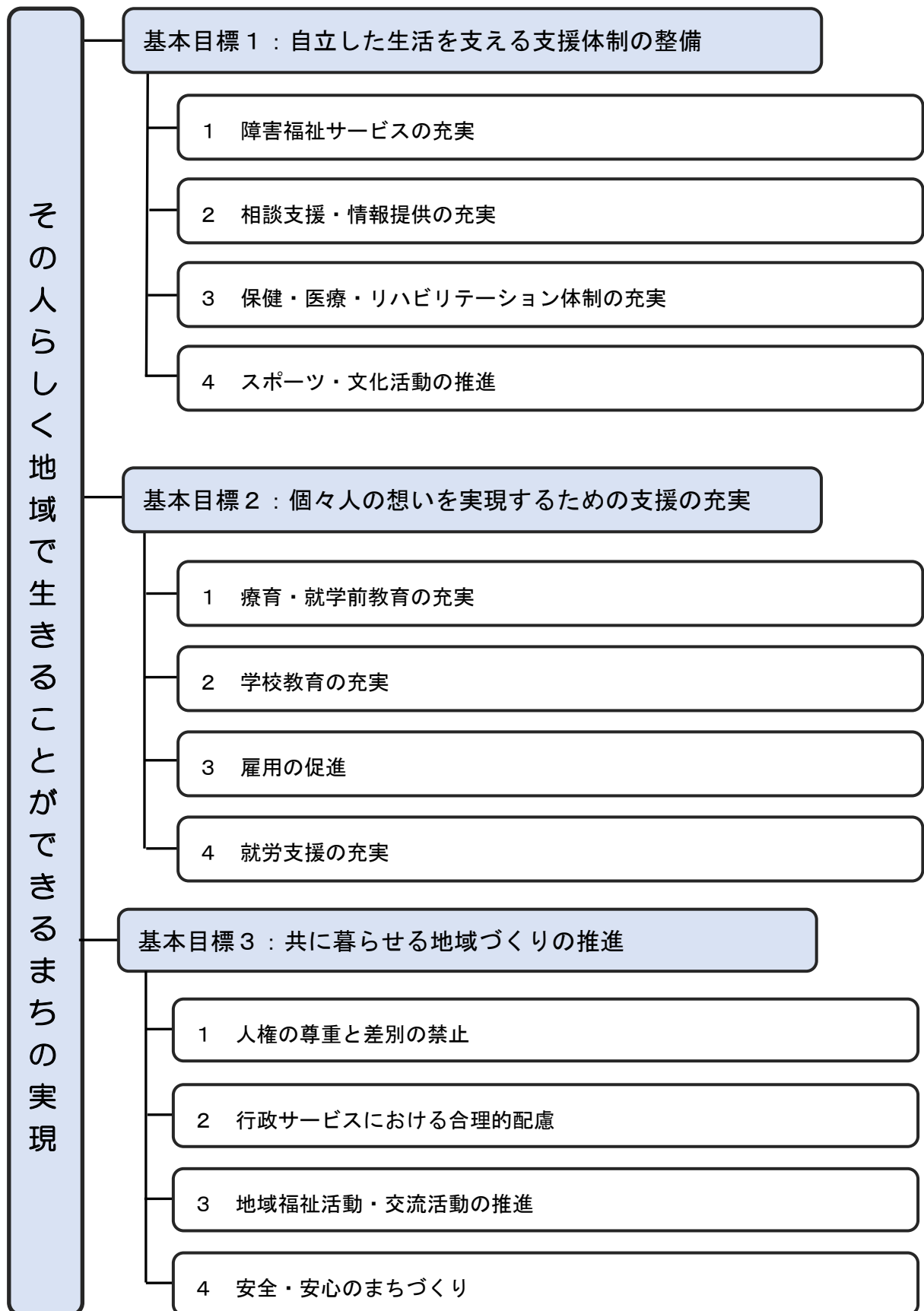
誰もが自分らしく暮らすことができるよう、自立し、自分が望むことができる社会の実現を目指し、一人ひとりの障がいに応じた支援を推進します。そのために、障がいの早期発見・早期療育を進めていくとともに、社会での生活力を高める保育や教育の充実を図ります。

また、一人ひとりのライフスタイル（生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方）に合わせて希望する就労や社会的な活動が実現できるよう、支援に努めます。

3. 共に暮らせる地域づくりの推進

町民一人ひとりがお互いに理解し、認め合って暮らせる地域の実現を目指します。そのために、多様な障がいや障がいのある人の暮らしを理解し、支え合い・助け合いを進めるとともに、町民の地域福祉活動への参加にとどまらず、障がいのある人の社会参加を進め、交流する機会を増やします。

第3 施策の体系



第3章 第5期障がい福祉計画

・第1期障がい児福祉計画

第1 成果目標の設定

1. 福祉施設から地域生活への移行

▼地域生活移行の目標数

項目	数値	考え方
2016(平成 28)年度末時点の施設入所者(A)	22	
【目標】地域生活移行者数(B)	2	(A)のうち、2020(平成 32)年度までの移行者数 2016(平成 28)年度末時点での施設入所者の9% 以上を地域生活へ移行します。
	9.1%	(B)/(A)
【目標】施設入所者の削減数(C)	1	(A)時点から2020(平成 32)年度末時点の削減数
	4.5%	(C)/(A)
2020(平成 32)年度末時点の施設入所者	21	2020(平成 32)年度末の利用者数見込 施設入所者数を2016(平成 28)年度末時点から 2%以上削減します。

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 市町村または圏域ごとの協議の場

項目	数値	考え方
【目標値】 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム	設置	2020(平成 32)年度末までに各市町村 又は圏域ごとに保健・医療・福祉関係 者による協議の場を設置することを基 本とする。

(2) 退院可能精神障害者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
【目標値】 退院可能精神障害者の地域生活への移行	1人	2020(平成 32)年度における入院後1年 以上の長期在院者の地域移行者数

3. 地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	考え方
目標値	1箇所	2020(平成 32)年度末における地域生活支援拠点の整備箇所数

4. 福祉施設からの一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値	考え方
基準値(A1)	0人	2015(平成27)年度における一般就労への移行者数
目標値(B1)	1人	2020(平成32)年度における一般就労への移行者数
基準値(A2)	0人	2015(平成27)年度における就労移行者支援利用者数
目標値(B2)	1人	2020(平成32)年度における就労移行者支援利用者数

(2) 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	国の基本指針
2016(平成28)年度末における就労移行支援事業の利用者数	11	
【目標値(利用者)】 2020(平成32)年度末の就労移行支援事業の利用者数	14	2016(平成28)年度末における利用者数の2割以上増加することを基本とする。
【目標値(事業所)】 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	5割	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

(3) 就労定着支援(2018.4～)による支援開始1年後の職場定着率

項目	数値	考え方
2016(平成28)年度末の実績	—	
【目標】福祉施設から一般就労への就労定着率	80	2020(平成32)年度における定着率(%)

5. 障害児支援の提供体制の整備等

項目	数値	考え方
児童発達支援センター	1箇所	2020(平成32)年度末までに各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
保育所等訪問支援	体制構築	2020(平成32)年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	1箇所	2020(平成32)年度末までに各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
協議の場の設置	設置	2018(平成30)年度末までに各都道府県、各圏域、各市町村に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。

第2 活動指標等の設定

1. 訪問系サービス

ヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介助を行うサービスです。

事業名	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
居宅介護	人	1	1	1
	時間	9	9	9
重度訪問介護	人	19	18	17
	時間	380	360	340
同行援護	人	1	1	1
	時間	17	17	17

単位の考え方 「人」：月間の総実利用者数、「時間」：月間の総利用時間数、「人日」：月間の総利用日数

2. 日中活動系サービス

主に日中において通所などにより必要な介護や訓練、生活活動などを行うサービスです。

事業名	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
生活介護	人	29	28	27
	人日	624	630	636
自立訓練(生活訓練)	人	5	4	3
	人日	56	44	35
就労移行支援	人	2	1	1
	人日	20	10	10
就労継続支援(A型)	人	9	10	12
	人日	11	17	26
就労継続支援(B型)	人	55	56	57
	人日	1,000	1,020	1,030
就労定着支援	人	1	1	1
短期入所(福祉型)	人	1	1	1
	人日	2	2	2
療養介護	人	2	2	2

3. 居住系サービス

主に夜間において、共同生活を営む住居や入所施設での介助や日常生活上の援助(支援)の場を提供するサービスです。

事業名	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
自立生活援助	人	2	2	2
共同生活援助(グループホーム)	人	27	26	25
施設入所支援	人	21	20	19

4. 相談支援

サービス利用時に必要となるサービス等利用計画の作成、サービスの利用状況の検証と計画の見直しやサービス提供事業者との連絡調整などを行います。

事業名	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
計画相談支援	人	120	121	122
地域移行支援	人	3	6	9
地域定着支援	人	1	1	1

5. 障がい児への支援

事業名	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
児童発達支援	人	4	4	4
	人日	25	25	25
放課後等デイサービス	人	12	13	14
	人日	120	130	140
保育所等訪問支援	人	1	1	1
	人日	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人	1	1	1
	人日	12	12	12
障害児相談支援	人	16	20	24
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	0	0	1

第3 地域生活支援事業

1. 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

取組	実施の有無
教室等開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等	実施

(2) 自発的活動支援事業

取組	実施の有無
ピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援等	実施

(3) 相談支援事業

取組	実施の有無
基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業(居住サポート事業)等	実施

(4) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

取組	実施の有無
成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業等	実施

(5) 意思疎通支援事業

取組				実施の有無
手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業等				実施
事業	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
実施内容	人	3	3	3
	利用回数	15	15	15

(6) 日常生活用具給付等事業

事業名	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
介護・訓練支援用具・	人	1	1	1
自立生活支援用具	人	1	1	1
在宅療養等支援用具	人	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	人	1	1	1
排せつ管理支援用具	人	120	120	120
居宅生活動作補助用具	人	1	1	1

(7) 手話奉仕員養成研修事業

事業名	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
修了者数	人	5	5	5

(8) 移動支援事業

事業名	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
実施者数	人	6	6	6
	時間/月	300	300	300

(9) 地域活動支援センター機能強化事業

事業名	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
か所数	か所	1	1	1

2. 任意事業

(1) 日中一時支援事業

事業名	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
実施者数	箇所	3	3	3
	人	5	5	5

このほか、身体障害者自動車改造等助成事業、更生訓練費給付事業等があります。